

令和 2 年度 甌島地域雇用・移定住対策補助金

評価表

NO.

31

所管部課名	商工観光部 商工政策課		担当者	南				
事務事業名	雇用対策事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 2 年度 予算額	5, 000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	5, 000 千円	千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	当事業による移定住者（UIJターン者）		3人/年	令和 7 年度				
成果指標②								
補助対象者	上甌島地域雇用・移定住対策協議会及び下甌島地域雇用・移定住対策協議会							
補助対象経費	組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費は除く）							
補助対象事業・活動の内容	甌島地域の中小企業者等の雇用対策、甌島地域へのUIJターン者の移定住促進にかかる事業							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	2, 500千円×2協議会							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を受ける過去3年の事業（団体）等の決算状況	項目		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0		735, 016	12. 8%	681, 015	13. 6%
		会費	-		520, 000	9. 1%	460, 000	9. 2%
		事業収入	-		215, 000	3. 7%	212, 000	4. 2%
		寄付金・その他助成	-		16	0. 0%	9, 015	0. 2%
		市補助金	-		5, 000, 000	87. 2%	4, 120, 984	82. 0%
			-			0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）	-		0	0. 0%	221, 120	4. 4%
		計	0		5, 735, 016	100. 0%	5, 023, 119	100. 0%
	支出	事業費	-		4, 845, 912	84. 5%	4, 008, 799	79. 8%
		人件費	-		0	0. 0%	0	0. 0%
		その他事務費	-		667, 984	11. 6%	520, 800	10. 4%
			-			0. 0%		0. 0%
			-			0. 0%		0. 0%
			-			0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）	-		221, 120	3. 9%	493, 520	9. 8%
		計	0		5, 735, 016	100. 0%	5, 023, 119	100. 0%
	支出計/前年度支出計						87. 6%	
	自己資金/前年度自己資金						92. 7%	
	翌年度繰越金/市補助金				4. 4%		12. 0%	
	交付件数		-		2		2	
	成果指標の推移①		-		3		7	
	成果指標の推移②		-					
特記すべき事項等	【前回評価】	該当なし						
	【前回評価への回答】	該当なし						
	【事業のPR方法】	市HP掲載や商工会等への周知、また、甌島の事業者への周知を行っている。						
	【費用対効果】	利用実績が伸びていない。						
	【補助事業以外の事業】	上甌地域雇用・移定住対策協議会と下甌地域雇用・移定住対策協議会において中小企業等の人材確保を図るため取組を行っている。						
【その他】	該当なし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	上甕島地域雇用・移定住対策協議会及び下甕島地域雇用・移定住対策協議会の支援を行うことにより、甕島地域の中小企業者等の人材確保等の雇用対策、甕島地域へのUIJターン者の移定住促進を図っている。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	人口減少、人手不足の著しい甕島地域において、中小企業者等の雇用対策、甕島地域への移定住促進への支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	平成30年度は3名（上甕地域1名、下甕地域2名）、令和元年度は7名（上甕地域3名、下甕地域4名）が、当事業により移住しており適切な効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地元の30代、40代の事業者を中心に構成されており、地域に必要な事業を自ら企画立案することで、より効果的な事業を実施できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	人手不足が著しい甕島地域においては、雇用の課題と移定住をセットで取り組むことが効果的であり、様々な事業者で構成する当該団体への支援は妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	当該団体が実施する事業に要する経費に対応する補助額であり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 現状のまま継続とするが、甕大橋の開通による利便性の向上を踏まえ、今後の方向性を検討してまいりたい。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 上記に同じ。		≪まとめ≫

甌島地域雇用・移定住対策補助金交付要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成 16 年薩摩川内市規則第 67 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成 18 年薩摩川内市条例第 40 号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成 24 年薩摩川内市告示第 204 号）第 2 条の表に掲げる甌島地域雇用・移定住対策補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第 2 条 補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 甌島地域の中小企業者等の雇用対策にかかる事業
- (2) 甌島地域への UIJ ターン者の移定住促進にかかる事業
- (3) その他、市長が必要と認める事業

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で交付するものとする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金は、組織の運営に要する経費（食糧費及び交際費は除く）について交付する。

（交付の申請）

第 5 条 補助金等交付規則第 5 条の市長が別に指定する日は、毎年 6 月 30 日とする。

（交付の基準）

第 6 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に甌島地域雇用・移定住対策補助金を交付することが適当でないと認められる場合

（実績報告）

第 7 条 補助金等交付規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

（効果の測定）

第 8 条 補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、事業の項目及び内容並びにその実施による成果等を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第 9 条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、甌島地域の中小企業者等へ積極的な支援及び甌島地域への UIJ ターン者の移定住促進に努めるものとする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。